

COTOHA Voice Insight 音声マイニングプラン利用規約 【現改比較表】 2025年2月28日現在

～2025年2月27日

2025年2月28日～

第1条～第35条 (略)

別紙 メニュー一覧

1. 料金に関する通則

(略)

2. 機能及び料金

2-1 基本機能料金内訳

(略)

第1条～第35条 (略)

別紙 メニュー一覧

1. 料金に関する通則

(略)

2. 機能及び料金

2-1 基本機能料金内訳

(略)

2-2 オプション機能料金内訳

オプション機能とは、基本機能に加えて任意での申込みであるものをいいます。

料金は、別途当社担当者より個別に提示するものとします。

メニュー	料金項目	料金パターン	説明	単位	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
通話要約 オプション	通話要約 オプション (COTO HA要 約)シス テム利用 料	~1080 通話/時 間(Pod2)	COTOHA Summarize によ る自動要約の作成 機能のシステム利 用料です。	/契約	どれか1つの みをご選択い ただきます。
		~2160 通話/時 間(Pod3)			
		~2520 通話/時 間(Pod4)			
		~3600 通話/時 間(Pod5)			
		~3600 通話/時 間(Pod5)			
		~3960 通話/時 間(Pod6)			
		~4680 通話/時 間(Pod7)			
		~5400 通話/時 間(Pod8)			

2-2 オプション機能料金内訳

オプション機能とは、基本機能に加えて任意での申込みであるものをいいます。

料金は、別途当社担当者より個別に提示するものとします。

メニュー	料金項目	料金パターン	説明	単位	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
通話要約 オプション	通話要約 オプション (COTO HA要 約)シス テム利用 料	~1080 通話/時 間(Pod2)	COTOHA Summarize によ る自動要約の作成 機能のシステム利 用料です。	/契約	どれか1つの みをご選択い ただきます。
		~2160 通話/時 間(Pod3)			
		~2520 通話/時 間(Pod4)			
		~3600 通話/時 間(Pod5)			
		~3600 通話/時 間(Pod5)			
		~3960 通話/時 間(Pod6)			
		~4680 通話/時 間(Pod7)			
		~5400 通話/時 間(Pod8)			

	通話要約オプション (ChatGPT 要約) システム 利用料	Azure OpenAI Service による要 約の作成機能のシ ステム利用料で す。	/契約				通話要約オプション (ChatGPT 要約) システム 利用料	Azure OpenAI Service による要 約の作成機能のシ ステム利用料で す。	/契約		
	通話要約 オプション (ChatG PT 要 約) 機能 利用料	GPT-3.5- Turbo-4K GPT-3.5- Turbo-16K GPT-4-8K GPT-4-32K	Azure OpenAI Service による要 約の作成機能の利 用料です。	/契約	通話要約オプ ション (ChatGPT 要 約) をご利用 の場合に限 り、どれか 1 つのみをご選 択いただきま す。		通話要約 オプション (ChatG PT 要 約) 機能 利用料	GPT-4-8K GPT-4-32K GPT-4o-mini- 128K GPT-4o-128K	Azure OpenAI Service による要 約の作成機能の利 用料です。	/契約	通話要約オプ ション (ChatGPT 要 約) をご利用 の場合に限 り、どれか 1 つのみをご選 択いただきま す。
(以下 略)	(以下略)	(以下略)	(以下 略)	(以下略)		(以下 略)	(以下略)	(以下略)	(以下 略)	(以下略)	

・基本機能の契約期間中にオプション機能を追加する場合、オプション機能についても第 6 条（最低利用期間）が適用されるものとします。この場合、オプション機能の最低利用期間については、オプション機能の提供開始日を初日とみなし、基本機能の契約満了日を最低利用期間の末日とします。

・基本機能の契約期間中にオプション機能を追加する場合、オプション機能についても第 6 条（最低利用期間）が適用されるものとします。この場合、オプション機能の最低利用期間については、オプション機能の提供開始日を初日とみなし、基本機能の契約満了日を最低利用期間の末日とします。

<p>3. 工事料金</p> <p>3-1~3-2 (略)</p>	<p>3. 工事料金</p> <p>3-1~3-2 (略)</p>
<p>別記</p> <p>(略)</p>	<p>別記</p> <p>(略)</p>
	<p><u>附則 (令和7年2月26日 CAS1サ000400006790-01号)</u></p> <p><u>(実施期日)</u></p> <p><u>1 この改正規定は、令和7年2月28日から実施します。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u></p> <p><u>3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。</u></p>